

広島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三良坂総領線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
庄原市総領町稲草字馬場一〇一八番一地从先から 庄原市総領町稲草字門前一〇三九番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	七・四〇、 一一・三〇	延長 (メートル)
	一九・〇〇、 一一・二〇、 一九・〇〇	二五二・五〇	
	二五二・五〇		備考
	拡幅		